

青森県報

第百四十二号

令和二年
四月八日
(水曜日)

目次

告示

- 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 公共測量の終了……………(監理課) ……一
- 公共測量の実施……………(同) ……一

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 建設業者の営業の停止……………(監理課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域
民局) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六

告示

青森県告示第三百十号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第五十六号を第五十七号とし、第十六号から第五十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の審査の結果に関する通知書

青森県告示第三百一十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森地方事務局
- 二 測量の種類
公共測量(四級基準点測量作業)
(不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成)
- 三 測定の期間
令和元年九月十七日から令和二年三月十三日まで
- 四 測量の地域
八戸市小中野一丁目全部、同三丁目及び四丁目一部、柏崎一丁目、三丁目及び四丁目一部、同五丁目全部
(不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のための四級基準点の新設)

青森県告示第三百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（三級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和二年四月十日から同年六月十日まで

四 測量の地域

八戸市大字白銀町地内

三級基準点一点

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンALi

青森市浜田三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲一丁目二の一

代表取締役 飯盛 徹夫
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 青森県福山市王子町一丁目三の五	変更なし	
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の三四	変更なし	
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山七七一の一	変更なし	
株式会社ライトオン 代表取締役 川崎 純平 茨城県つくば市小野崎二六〇の一	株式会社ライトオン 代表取締役 藤原 祐介 茨城県つくば市小野崎二六〇の一	令和 二・三・一
株式会社ワイエス 代表取締役 吉田 誠夫 青森県八戸市大字廿三日町二	変更なし	
株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山 誠一 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一	変更なし	
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区道玄坂一丁目一二の一	変更なし	
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 ヴァンサン・ネリアス 東京都中央区築地五丁目六の四	変更なし	
株式会社ポーラ 代表取締役 横手 喜一 東京都品川区西五反田二丁目二の三	株式会社ポーラ 代表取締役 竹永 美紀 東京都品川区西五反田二丁目二の三	令和 二・一・一

株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目 俊紀	変更なし	
平野 佳奈子 青森市奥野一丁目二の一八	変更なし	
株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 石川 康晴	変更なし	
株式会社ミルク 青森市小柳五丁目一八の六 代表取締役 工藤 成祥	変更なし	
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 吉田 直樹	変更なし	
株式会社ジーユー 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柚木 治	変更なし	

四 届出年月日

令和二年三月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年四月八日から同年八月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年八月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん七戸店

上北郡七戸町字笹田一九の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長池七五の四

代表取締役 菅 陽悦

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の設置に關する事項	駐輪場の位置及び収容台数 （位置は、届出書添付図面のとおり）	位置変更のみ、収容台数は変更なし （位置は、届出書添付図面のとおり）	令和 二・二・二六
荷さばき	六三平方メートル	位置変更のみ、面積は	

項		
施設の位置及び面積	(位置は、届出書添付図面のとおりに)	変更なし (位置は、届出書添付図面のとおりに)
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	一七立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおりに)	位置変更のみ、容量は変更なし (位置は、届出書添付図面のとおりに)

四 届出年月日

令和二年三月二十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

令和二年四月八日から同年八月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和二年八月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田三プロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤 久誠

三 青森市の意見の概要

1 夜間の騒音レベル最大値予測結果において基準値を超過している地点があるため、規制基準を遵守するよう防音対策について検討すること。また、騒音に関する苦情があつた場合には、誠実に対応し、解決に努めること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託基準を遵守し、適正処理を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープおおもり和徳店

弘前市大字野田二丁目二の一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープおおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池 伸二

三 弘前市の意見の概要

騒音予測結果については、あくまで予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民からエコキュート等による低周波を含む騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和二年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社弘都電気

二 代表者の氏名 内藤美香

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田字苺原九五の七

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一三五一四号

青森県知事許可（特一）第一三五一四号

五 営業の停止を命じた年月日 令和二年四月一日

六 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

七 営業の停止を命ずる期間

令和二年四月八日から同月十四日までの七日間

八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者の役員が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）等に違反したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 内海工業株式会社

二 代表者の氏名 秋田正孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山三八一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第二三号

五 取消年月日 令和二年一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年一月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 内海工業株式会社

二 代表者の氏名 秋田正孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山三八一

四 許可番号 青森県知事許可(特―二八)第二三号

五 取消年月日 令和二年一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る特定

建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年一月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 内海工業株式会社

二 代表者の氏名 秋田正孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山三八一

四 許可番号 青森県知事許可(特―三〇)第二三号

五 取消年月日 令和二年一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年一月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐々木建設工業

二 代表者の氏名 佐々木広輝

三 主たる営業所の所在地 青森市青柳一丁目一六の九三

四 許可番号 青森県知事許可(特―二九)第七四九五号

五 取消年月日 令和二年一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月二十三日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円